

安全な水を将来世代へ

問 水道経営課(8肉線516)



水道事業の持続には 水道料金の値上げが必要

令和5年3月8日、中津川市長から中津川市上下水道事業経営審議会に意見を求めた「上下水道事業の今後の経営の在り方」について、2月21日に、改定率30%の水道料金改定(値上げ)が必要であるとの回答が示されました。



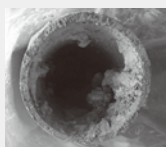
- ◆主な付帯意見
- ・激変緩和措置を講じること(段階的な料金改定など)
- ・令和11年度を目途に、再度審議会で料金改定の必要性を審議する(いつ)。

料金改定の理由

水道施設や管路の老朽化に伴う更新、耐震化など災害対策を計画的に推進し、水道水の安定供給を継続するため

①管路・施設の老朽化

- ・更新時期を迎えている管路が多く、漏水也多発。
- ・自然災害に備えた管路の耐震化も必要。



②水道施設が多い

- ・市域が広く、起伏が多いため浄水場などの施設が多く、同規模団体と比べ維持管理費が高い。

③料金収入の減少と物価高騰

- ・人口減少による料金収入の減少や物価高騰による維持管理費の増加に伴い、施設などの更新財源の確保が困難。

- ・企業債の発行は整備費用の65%を目安とし、将来世代の負担を抑制すること。
 - ・料金改定が利用者の生活などに与える影響に配慮すること。
- 詳しくは二次元コードからご確認ください。



これまでの対策は？

①業務の民間委託による

職員の人件費削減

〈職員数〉

27人(H17)↓12人(R5)

②国債などによる債券運用

③企業債支払利息の縮減

固定金利

↓10年ごとに利率の見直し

④水道メーターの毎月検針から隔月検針への移行

⑤上下水道料金センターの休業日(土日祝)の設定

⑥県営水道受水費の値下げ交渉

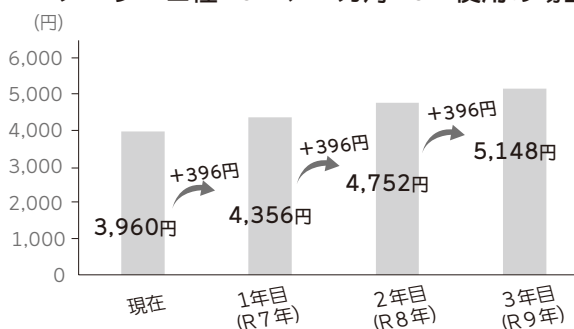
受水費負担の抑制に向けた受水市町連携

令和7年10月に料金改定

◆改定時期

料金改定は令和7年10月使用分

メーター口径20mm、1ヵ月20㎡使用の場合



用分(令和8年1月請求分)から3年間で10%ずつ値上げを予定しています。
※6月議会に上程し、議会議決を要します。

◆料金体系

市の料金体系は基本料金と従量料金の二部料金制となっており、どちらも10%ずつの値上げをします。

基本料金：水道メーターの大きさで決まる一定金額を負担

従量料金：使用した水量に応じて決まる(変動する)金額を負担

住民説明会を開催します

料金改定の詳細をご説明します。各会場どなたでも予約不要で参加いただけますので、ご都合の良い日程で参加ください。



会場	開催日時	
苗木公民館ホール	5月16日(金)	19時~20時30分
福岡公民館	5月20日(火)	
坂下公民館	5月22日(木)	
アートピア付知交芸プラザ	5月27日(火)	
健康福祉会館	6月2日(月)	14時~15時30分
落合公民館	6月4日(水)	
坂本公民館	6月9日(月)	
中津川文化会館	6月10日(火)	

料金改定について、詳しくは二次元コードからご確認ください。

